

# 令和3年12月定例会議案質疑通告書写(再議第1号)

## 1. 無所属の会 長友正徳 議員

(初回から一問一答)

○再議第1号

- (1) 今回のパワハラ事案は到底看過できないとのことだが、市川市はパワハラがあったと認定しているのか
- (2) 弁護士に相談した上で第三者機関を設置することにしたとのことだが、その弁護士と市川市の関係はどのようなものか
- (3) 公正かつ中立的な立場からヒアリング等を実施するとのことだが、公正かつ中立的な立場をどうやって担保するのか
- (4) 調査委員会において本事案を客観的に評価してもらおうとのことだが、これはパワハラがあったことを認定してもらおうということか
- (5) 調査委員会が諮問機関であるとする重大な答弁の誤りをおかしたとのことだが、正しくは同委員会はどんな機関なのか
- (6) 弁護士(2人)及び学識経験者(1人)による第三者委員会を組織するとのことだが、これらの人々の選定プロセスはどのようなものか

## 2. 創生市川 岩井清郎 議員

(初回から一問一答)

○再議第1号

- ・ 理由 9について
  - ・ 「理事者は、調査委員会が諮問機関であるとする重大な答弁の誤りをおかし」とあるが、誤りの内容について

以上2名